

沖縄県沿岸漁業改善資金事務処理要綱

第1章 総 則

(目 的)

第1条 知事は、沿岸漁業改善資金の貸付事務を円滑に処理するため、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）、沿岸漁業改善資金助成法施行令（昭和54年政令第124号）、沿岸漁業改善資金助成法施行規則（昭和54年農林水産省令第22号）、沖縄県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和55年沖縄県規則第2号。以下「貸付規則」という。）及び沿岸漁業改善資金貸付基準（昭和55年沖縄県告示第47号）によるもののほか、この要綱に定めるところにより貸付事務を行うものとする。

第2章 貸 付 申 請

(貸付申請書等)

- 第2条 申請者は、貸付規則第6条第1項の規定による貸付申請書及び事業計画書を、貸付規則第6条第1項に規定する漁業協同組合（以下「漁協」という。）を経由して、その住所地が宮古島市及び宮古郡にあっては沖縄県宮古農林水産振興センターに、石垣市及び八重山郡にあっては沖縄県八重山農林水産振興センターに、その他の地区にあっては沖縄県水産海洋技術センターに提出し、控を保持するものとする。
- 2 漁協は、生活改善資金に係る申請については、各地域農業改良普及センターを経由してその所在地により沖縄県宮古農林水産振興センター、沖縄県八重山農林水産振興センター、沖縄県水産海洋技術センター（以下「地区担当普及機関」という。）に提出するものとする。
- 3 貸付申請書の提出を受けた漁協は、同貸付申請に係る意見書（様式第1号）を添付するものとする。
- 4 貸付申請書を受理した地区担当普及機関は、同貸付申請に係る意見書（様式第2号）を添付するものとする。ただし、生活改善資金に係る申請書については、地域農業改良普及センターの意見を徴するものとする。
- 5 貸付規則第6条第6項による「やむを得ない理由」とは、次のとおりとする。
- (1) 漁協が貸付申請者となるとき。
 - (2) 漁協に所属しない貸付申請者であるとき。
 - (3) 貸付申請者の住所地をその地区内に含む漁協がないとき。
 - (4) 所属予定の漁協がないとき。
- 6 貸付けを受けようとする者は、事業計画書等の作成にあたっては、あらかじめ地区担当普及機関、各地域農業改良普及センターの指導等を受けるものとする。

(貸付申請書の添付書類)

第3条 貸付規則第6条第1項に規定する貸付申請書及び事業計画書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 経営等改善資金

- ア. 機器等のカタログ、取扱い書、検定書、若しくは基準、性能を証明できる書類又はそれぞれのコピー。
- イ. 位置図、見取図及び設計図
- ウ. 見積書（機器購入、工事、人夫、設計及び検査手数料等。ただし、救命消防設備購入資金及び

漁具損壊防止機器等購入資金の場合は、機器等購入費のみを対象とする。)

エ. 収支計画

オ. 意見書(漁協及び地区担当普及指導員「様式第1号・2号」)

カ. 漁船登録票の写し

(2) 生活改善資金

ア. 位置図及び見取図並びに改善後の設計略図

イ. 見積書(資材等購入、工事、人夫、設計費用等)

ウ. 改造前の写真

エ. 意見書(漁協「様式第1号」及び生活関係の普及指導員「計画書の意見欄に記す」)

(3) 青年漁業者等養成確保資金

ア. 位置図及び見取図並びに設計図(漁業経営開始資金の場合)

イ. 見積書(機器又は施設の設置費、漁具、種苗又は餌料の購入費等に必要の一切の経費、工事、人夫賃等も含む。ただし、土地の購入費用は除外する。)

ウ. 収支計画(漁業経営開始資金の場合)

エ. 漁船登録票の写し

オ. 意見書(漁協及び地区担当普及指導員「様式第1号・2号」)

(4) 沿岸漁業を営む会社にあつては登録簿謄本、理事会議事録の写し、定款、決算書(最近時のもの)を、又、法人格のない団体にあつては目的・名称・事務所・資産・代表者及び総会に関する事項を定めた規約等を有することが判明できる書面。

(5) その他県知事が必要と認める書類。

(担保物件)

第3条の2 貸付規則第5条に定める「担保」に関する事項は次のとおりとする。

- (1) 担保の提出時期は、貸付申請書を提出する時とし、担保差入承諾書(様式第3号)、登記簿謄本、市町村の固定資産評価証明書、現況写真を添付するものとする。
- (2) 漁協は、担保評価調書(様式第4号)により担保物件の現状用途、建物の有無等の調査確認を行うものとする。
- (3) 抵当権の順位は、第1位を原則とする。

(地区担当普及機関)

第4条 地区担当普及機関は、本資金に関する貸付業務が円滑に推進されるよう関係機関との連携を密にし、借受者の指導を行うものとする。

2 地区担当普及機関は、貸付申請書を受理したときは、これに第2条第5項に規定する意見書及び貸付の決定に参考となるべき資料等を添え、第1回目は6月30日、第2回目は10月30日、第3回目は1月31日までに水産課に必着するように送付するものとする。

(貸付申請書提出期日)

第5条 貸付申請者は、貸付申請書を次に掲げる期日までに地区担当普及機関に提出するものとする。

第1回	5月31日	第2回	9月30日	第3回	12月28日
-----	-------	-----	-------	-----	--------

- 2 前項の提出期日は地区担当普及機関での受理年月日であり、その期日が国民の祝祭日、その他の休日に当たる場合は、その翌日とする。

(貸付決定並びに通知)

- 第6条 知事は、地区担当普及機関から貸付申請書の送付があったときは、速やかに当該申請書を審査し、貸付決定を行ったときは、沿岸漁業改善資金貸付決定通知書を申請者に交付するとともに、その旨を関係機関に通知するものとする。
- 2 知事は、貸付をしない旨の決定をしたときは、沿岸漁業改善資金見送り通知書(様式第8号)を申請者に交付するとともに、その旨を関係機関に通知するものとする。

第3章 借用証書の提出

(借用証書)

- 第7条 貸付申請者は、貸付決定通知書を受け取ったときは、借用証書を貸付決定通知書に記載された期日までに漁協及び九州信用漁業協同組合連合会(以下「信漁連」という。)を経由して知事に提出するものとする。
- 2 借用証書には収入印紙をはりつけ、申請者及び保証人の印鑑証明書、保証人の保証意思宣明公正証書の写し(ただし、民法第465条の9において適用除外となっている場合は不要。)を添付するものとする。
- 3 漁協は、借用証書の提出を受けたときは、貸付決定通知書と借用証書の記載事項を照合確認し、速やかに信漁連に送付するものとする。
- 4 信漁連は、借用証書の送付を受けたときは、貸付決定通知書と借用証書の記載事項を照合確認し、知事に提出するものとする。

(担保権の設定手続)

- 第7条の2 抵当権設定者は、貸付決定通知を受けると遅滞なく抵当権設定契約書を漁協又は信漁連を経由して知事に提出し、登記手続を行うものとする。
- 2 抵当権設定者は、登記後遅滞なく抵当物件にかかる登記簿謄本を知事に提出するものとする。
- 3 譲渡担保設定契約書にあっては、確定日付を受けるものとする。
- 4 不動産担保の追加、抹消をするときは、それぞれ抵当権追加設定申請書(様式第5号)、抵当権抹消申請書(様式第6号)を漁協又は信漁連を経由して知事に提出し、承認(様式第7号)を得なければならない。
- 5 担保権の設定、変更、解除に要する経費は、借受者の負担とする。

(公正証書)

- 第7条の3 貸付申請者は、借用証書について強制執行認諾約款のある公正証書を作成しなければならない。
- 2 前項における公正証書作成にかかる費用は、借受者の負担とする。

第4章 資金の交付

(特別口座等)

第8条 本資金の経理を明確化するため、信漁連は指定（代理）金融機関に、特別口座「沿岸漁業改善資金口座」を設けるものとする。

2 借受者は、沿岸漁業改善資金の受領のための口座を信漁連に、設けるものとする。ただし、やむをえない場合は、口座を信漁連に届出るものとする。

3 前項の口座は別段口座とする。

（交 付）

第9条 知事は、借用証書を受理したときは、貸付金を資金交付予定日までに信漁連の特別口座に振替送金し、その旨を委託支払資金内訳書（様式9-1号）を添付し通知するものとする。

2 貸付金の送付を受けた信漁連は、即日借受者の別段口座に振り込むものとする。

3 信漁連は、借受者に貸付金を交付したときは、交付完了後7日以内に委託支払資金精算書（様式第9-2号）に出納整理簿（様式9-3号）を添えて知事に提出するものとする。

4 知事は、前項の精算書を受理し、資金交付の完了を確認したときは、借受者の口座に振り込まれた日を貸付日として借用証書に記載するものとする。また、支払が完了した旨を速やかに会計管理者に報告するものとする。

第5章 事業実施報告及び調査

（事業実施期間の延長承認申請書）

第10条 借受者は、貸付金の受領後3カ月以内（漁業経営開始資金にあつては6カ月以内）に貸付金の使用を完了することが著しく困難な場合には、事業実施期間の延長承認申請書（様式第10号）により知事の承認を受けて、これを延長することができるものとする。この場合、申請は貸付申請手続きに準じて知事に提出するものとする。

2 第1項で「著しく困難な場合」とは、第13条の規定により知事が指示する事項に準ずるものとする。

（事業実施報告）

第11条 借受者は、事業実施報告書（規則第10条）に品目を列記した納品書、契約書、請求書、領収書、通帳（写）等を添付し、事業費等の確認を漁協から受けて、貸付申請手続きに準じて知事に提出するものとする。ただし、貸付申請書を地区担当普及機関へ提出した借受者にあつては、事業費等の確認を地区担当普及機関から受けるものとする。

2 借受者が法人格のない団体であるときは、事業実施報告書に資金調達の個人別明細表を作成するものとする。

3 貸付金でエンジン又は無線電話の設置若しくは漁船の建造、取得又は改造を行った借受者は、事業実施報告書に漁船原簿の現存謄本を添付するものとする。

（確認調査等）

第12条 事業実施報告書を受理した地区担当普及機関は、事業の効果調査を行い、事業実施報告書に沿岸漁業改善資金借受者調査書（様式第11号）、設置された機器等の写真を添付して速やかに知事に提出するものとする。この場合、生活改善資金に係る沿岸漁業改善資金借受者調査書（様式第11号）は地域農業改良普及センターが添付するものとする。

- 2 漁協は、毎年度8月末日における前年度の借受者について沿岸漁業改善資金貸付確認調査書(様式第12号)による確認を行うものとし、9月10日までに貸付申請手続きに準じて知事に提出するものとする。

第6章 支払猶予

(証 明)

第13条 貸付規則第13条の規定により支払猶予申請書(規則第12号様式)に添付する知事が指定する者の証明は次のとおりとする。

	証 明 者	備 考
天災による災害	市町村長等	暴風雨、豪雨、地震、暴波浪、高潮、赤潮、海水汚染、海水異常現象、病虫害等が含まれる。
盗 難	警察署長	
火 災	市町村長	
死 亡	〃	借受者(団体の場合は、その団体を構成する個人)又は、その者と住居及び生計を一にする親族。
疾 病	医師	
負 傷	〃	
漁 船 事 故	漁業協同組合長	

(注) 一般的に借受者の償還能力に影響を及ぼす度合の強いとみられる場合が猶予の対象となる。

- 2 前項により規定された事由以外の事由による支払猶予は認めないものとする。

(支払猶予期間)

第14条 貸付規則第14条の規程により支払猶予の決定を行う場合の猶予期間は次のとおりとする。

- (1) 当該申請に係るものの約定最終償還回の1回前までに猶予事由が生じた場合は、約定最終償還日をもって猶予期間の限度とし、均等又は一括返済させるものとする。
- (2) 当該申請者の約定最終償還回に猶予事由が生じた場合は、約定最終償還日から起算し、1年以内の期間で支払猶予を行うものとし、一括返済させるものとする。
- (3) 前2号の規定による支払猶予の再猶予は行わないものとする。

第7章 貸付金の償還

(償還日)

第15条 借受者の約定償還日は償還月の10日とする。ただし、繰上償還等特別の事由があるときは、その都度知事が定めるものとする。

(納入通知)

第16条 知事は、納入通知書を納付期限の15日以前に信漁連を経由して借受者に送付するものとする。

(償還金の償還方法)

第17条 償還金の償還は、借受者の口座から信漁連の特別口座への振替で行うものとする。ただし、やむをえない場合は、現金を信漁連へ送付して償還するものとする。

第8章 委託事務処理機関

（委託事務処理機関印及び出納済印）

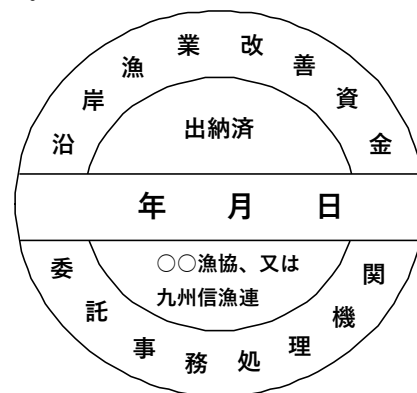
第18条 信漁連（以下「委託事務処理機関」という。）は、収納事務取扱い等のため、次に定める委託事務処理機関印及び出納済印を備えつけ、これを使用しなければならない。

(1) 委託事務処理機関印

九州信用漁業協同組合連合会長印

(2) 出納済印

直径3センチメートルの円形で次のとおりとする。



（委託事務処理機関による償還金の払込期限）

第19条 第17条に基づき、借受者から償還金を収納した信漁連は、収納した償還金の合計額を現金払込書により償還金の収納日から起算して、5営業日以内に指定（代理）金融機関に払い込むものとする。

2 信漁連は、償還金の払込を完了したときは、領収済通知書（正）を3営業日以内に知事に提出するものとする。

第20条 削除

（現金納付による場合）

第21条 委託事務処理機関は、借受者から現金により収納した場合は、第19条の規定に準じて処理するものとする。

第9章 貸付決定の取消、貸付辞退及び繰上償還

（貸付決定の取消）

第22条 貸付決定の通知を受けた者が、借用証書を定められた提出期日までに提出しないときは、当該貸付決定を取消すものとする。

2 前項により当該決定を取消したときは、その旨を申請者及び関係機関に通知するものとする。

(貸付辞退及び繰上償還)

第23条 貸付けの決定を受けた者で、資金の交付を受ける前に貸付けを辞退しようとするとき、又は資金の交付を受けた後に事業を実施しないこととなったときは、直ちに沿岸漁業改善資金辞退、繰上償還届(様式第14号)を貸付申請手続きに準じて知事に提出するものとする。

- 2 知事は、繰上償還届があったときは、直ちに納入通知書により償還させるものとし、当該年度で貸付けしたもので当該年度内に繰上償還がある場合は、返納通知書により償還させるものとする。

第10章 貸付申請書等の内容変更

(変更承認申請書)

第24条 借受者(貸付けの決定を受けたものを含む。)は、事業実施にあたり、事業計画の内容に著しい変更(事業量及び事業費の20%を超えて増減する場合、又は機種、性能、規格等の変更並びに場所の変更)が生じた場合は、事業計画変更承認申請書(様式第15号)を貸付申請手続きに準じて提出するものとする。その場合、貸付申請書及び事業計画書の写しに変更カ所を上欄に括弧書で朱書するとともに変更理由を付すものとする。

- 2 地区担当普及機関は、変更承認申請書の提出があったときは、変更承認申請書に係る意見書(様式第16号)を添付するものとする。
- 3 知事は、変更承認申請書の提出があったときは、その適否を決定し、その旨を借受者及び関係機関へ通知するものとする。
- 4 変更内容が適当でないと認められるときは、貸付決定の取消し又は貸付金の期限前償還を命ずるものとする。この場合における償還手続きは、第23条第2項に準ずる。

第11章 連帯保証人

(連帯保証人の数)

第25条 貸付規則第5条第2項の規定に定める保証人の数は、次のとおりとする。

貸 付 金 の 額	保証人の数
1 件につき 1 0 0 万円未満	1 人
1 件につき 1 0 0 万円以上 2 0 0 万円未満	2 人
1 件につき 2 0 0 万円以上	3 人

(連帯保証人の追加届)

第26条 借受者は、知事が前項の規定にかかわらず必要があると認め、当該借受けにかかる連帯保証人の追加請求をしたときは、直ちにこれに応じ、沿岸漁業改善資金連帯保証人追加届(様式第17号)に、保証人の印鑑証明及び保証承諾書を添付し、委託事務処理機関を経由して知事に提出しなければならない。

(連帯保証人の変更請求)

第27条 借受者は、当該借受けに係る連帯保証人の変更の必要が生じた場合は、沿岸漁業改善資金連帯保証人変更請求書（様式第18号）に保証人の印鑑証明書及び保証承諾書を添付し、委託事務処理機関を経由して知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の変更請求書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは受諾する。

3 知事は、前項の規定により、受諾の可否を決定したときはその旨を借受者及び委託事務処理機関へ通知するものとする。

第 1 2 章 委託事務に係る報告

(延滞状況報告)

第28条 信漁連は、償還金が、償還期日到来後20日を経過してなお償還されないときは、その理由を借受者ごとに調査し、その結果を延滞状況報告書（様式第19号）により10日以内に知事に報告するものとする。

第29条 削除

(貸付条件変更報告書)

第30条 委託事務処理機関は、貸付金の保全上連帯保証人の追加若しくは、変更の必要があるとき、又は貸付金の期限前償還の必要があると認めるときは、沿岸漁業改善資金貸付条件変更報告書（様式第21号）により、速やかに知事に報告するものとする。

第 1 3 章 委託手数料等の請求

(委託手数料)

第31条 知事は、信漁連に対して委託手数料を支払うものとし、その額は次の計算により算出した金額の合計額とする。

- (1) 当該年度内に支払いされた貸付金の累計額の1.0パーセントに相当する金額
- (2) 当該年度内に返済を受けた償還金の累計額の0.5パーセントに相当する金額
- (3) 上記の金額に消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じた金額

2 委託手数料等の請求は、沿岸漁業改善資金委託手数料請求書（様式第22号）により翌年度の4月10日までに請求するものとする。

3 委託手数料の支払い期限は4月30日とする。

第32条 削除

(過怠金)

第33条 知事は、第31条の規定による委託手数料の支払を怠ったときは、委託手数料につき、支払期限の翌日から支払をなす日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の過怠金を支払

うものとする。

- 2 前項の規定により計算した過怠金の額が百円未満であるときは、過怠金を支払うことを要せず、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 過怠金の請求は、沿岸漁業改善資金過怠金請求書（様式第24号）により請求するものとする。

第14章 運用利息等の報告

（運用利息）

第34条 委託事務処理機関は、本資金に係る貸付金又は償還金の取扱いにより運用利息が生じた場合は、沿岸漁業改善資金運用利息精算書（様式第25号）により知事に報告するものとする。

- 2 前項に規定する運用利息は、当該貸付金又は償還金の滞留期間にかかる普通預金の利息相当額とし、毎年4月1日から9月30日まで、及び10月1日から3月31日までの期間を限って計算するものとし、それぞれの期間終了後10日以内に前項に規定する報告をするものとする。
- 3 知事は、前項の規定による報告を受け、これを適当と認めたときは、納入通知書により納入させるものとする。

（遅滞損害金）

第35条 信漁連は、第19条第2項に規定する払込期限に遅延して償還金を納入したときは、沿岸漁業改善資金納入遅延報告書（様式第26号）により事実発生後速やかに知事に報告するものとする。

- 2 知事は、前項の報告を受け、その内容を審査し、遅延損害金を納入させるのが適当と認めたときは、償還金につき、払込期限の翌日から払込日まで支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延損害金を納入させるものとする。
- 3 前項の規定により計算した遅延損害金の額が百円未満であるときは、遅延損害金を支払うことを要せず、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

第15章 備付帳簿及び書類の保存

（沿岸漁業改善資金管理簿）

第36条 委託事務処理機関は、借受者ごとに、沿岸漁業改善資金管理簿（様式第27号）を備え付けるものとする。

（書類の保存）

第37条 委託事務処理機関は、次に掲げるとおり、書類を保存するものとする。

保存書類	保存機関	保存期間
沿岸漁業改善資金管理簿	信漁連	10年
納入通知書	信漁連	1年
領収済通知書（副）	信漁連	10年
納入通知書の領収書（写）	信漁連	10年
現金払込書	信漁連	1年
現金払込書の領収書（写）	信漁連	10年

※違約金も含めて償還完済後10年保存とするものとする。

第16章 需要調査

(需要調査)

第38条 地区担当普及機関は、毎年5月から8月にかけて翌年度の需要調査を実施し、9月末日までに水産課あて調査報告書を提出するものとする。

2 調査の方法等については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和55年5月21日から施行し、昭和55年度予算から適用する。

附 則

改正後の沖縄県沿岸漁業改善資金事務処理要綱第2条、第3条及び第16条の規定は昭和57年度の貸付事務から適用し、第4条及び第5条の規定は昭和57年度第2回目の貸付事務から適用する。

附 則

改正後の沖縄県沿岸漁業改善資金事務処理要綱第36条の規定は、昭和60年3月30日から適用する。

附 則

改正後の沖縄県沿岸漁業改善資金事務処理要綱様式第1号は、昭和61年度第1回貸付申請から適用する。

附 則

改正後の沖縄県沿岸漁業改善資金事務処理要綱は、平成元年度第1回貸付申請から適用する。

附 則

改正後の沖縄県沿岸漁業改善資金事務処理要綱の規定は、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年5月31日から施行し、沖縄県沿岸漁業改善資金事務処理要綱の規定は、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年10月21日から施行し、改正後の沖縄県沿岸漁業改善資金事務処理要綱は、平成8年度第2回の貸付申請から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年4月21日から施行し、改正後の沖縄県沿岸漁業改善資金事務処理要綱は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年9月29日から施行し、改正後の沖縄県沿岸漁業改善資金事務処理要綱は、平成12年度第2回の貸付申請から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２２年４月３０日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年１０月８日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。